

○沖縄市工事請負契約等に係る最低制限価格取扱要領

(平成 21 年 5 月 28 日決裁)

改正 平成 21 年 7 月 3 日決裁 平成 22 年 6 月 28 日決裁

平成 26 年 7 月 31 日決裁 平成 29 年 2 月 16 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市が発注する建設工事及び建設工事に係る設計業務委託契約において、沖縄市契約規則（昭和 53 年沖縄市規則第 19 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第 2 条 最低制限価格を設定する契約は、設計金額が 130 万円を超える建設工事及び設計金額が 50 万円を超える建設工事に係る設計業務委託について設定する。

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額を参照し、予定価格の 10 分の 7.5 以上の範囲内で設定するものとする。

(1) 直接工事費の額に 10 分の 10 を乗じた額

(2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じた額

(3) 現場監理費の額に 10 分の 8 を乗じた額

(4) 一般管理費の額に 10 分の 7 を乗じた額

2 工事等の性質上、前項の規定による算定が困難な場合及び建設工事に係る設計業務委託契約の最低制限価格は、予定価格の 10 分の 7.5 以上の範囲内で適宜設定するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 3 日決裁)

この要領は、平成 21 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 28 日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の第 3 条の規定は、この要領の施行の日以後に最低制限価格を設定する契約について適用し、同日前に最低制限価格を設定した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日決裁)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の第 3 条の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用し、同日前に公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 2 月 16 日決裁)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について適用し、施行日前に行う競争入札については、なお従前の例による。